		日	号外	ページ
七五	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	一〇	54	一二
七六	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	一〇	54	一二
七七 七八	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一〇	54	一二
七九	物価連動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件の一部を改正する件	一一		八
八〇	出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件	一一		八
八一	外国為替及び外国貿易法第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出を指定する件の一部を改正する件	一一	特11	一一
八二	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	二五		六
八三	大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産水酸化カリウムについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件	二五	68	四一
八四	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	三〇	72	三七
八五	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの輸入数量を告示する件	三一		二
八六	平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件	三一		三
八七	平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	三一		三
八八	平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件	三一		三
八九	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律附則第四条第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件の一部を改正する件	三一		三
九〇	所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件	三一	特13	五七
九一	所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一	特13	五八
九二	法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一	特13	五八
九三	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	三一	特13	五八
九四	日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件	三一	特13	五八
九五	所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一	特13	五八
九六	登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件	三一	特13	五九
九七	登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件	三一	特13	五九
九八	消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件	三一	特13	五九
九九	消費税法別表第一第六号の規定に基づき、消費税法別表第一第六項に規定する財務大臣の定める資産の譲渡等及び金額を定める件の一部を改正する件	三一	特13	五九
一〇〇	消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件	三一	特13	五九
一〇一	印紙税法施行令第二十二条第十二号の規定に基づき、コール資金の貸付又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件の一部を改正する件	三一	特13	五九
一〇二	印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一	特13	五〇
一〇三	租税特別措置法第十条の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件	三一	特13	五〇